

農地所有者・担い手農業者の皆様 「地域計画」をご存じですか

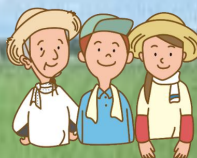
◆地域計画とは◆

全国で農業者の高齢化や担い手・後継者不足等で不耕作農地が増加しています。浪江町でも例外でなく地域の農業をどのように維持・発展していくか決めていくのが『**地域計画**』です。



「地域計画」は国の新たな制度で 令和6年度までに策定する必要があります。

地域の皆様が一体となって話し合い地域計画を策定します。



- ◆ おおむね10年後を見据え「誰が、どこで、何を作るのか」を決めます。
- ◆ 農地所有者の意向を確認したり、担い手の掘り起こしを行います。

地域の農業を次世代に引き継ぎましょう！

皆様の地域計画策定を関係者がサポートします。

浪江町・浪江町農業委員会・JA福島さくら

双葉農業普及所・官民合同チーム・福島県農業振興公社

加倉地区 座談会



川添北地区 座談会



詳細はコチラから

浪江町 地域計画

検索

◆地域計画を作っていく◆

- ①地域の話合いやアンケート等を通じて、
- ②「誰が、どこで、何をつくるのか」を地図化をして、
- ③耕作されない農地はどうしていくか...を決めていきます。

将来の担い手(例)



例えば

地図を見ながら
話し合うと、
盛り上がるよ



- ▶地域内で後継者を育てていこう
- ▶浪江町の内外から法人が参入しやすい地域にしよう
- ▶地域内で営農再開したい人と町外から参入したい法人が協同して営農できるようにしよう
- ▶地域の営農法人を立ち上げよう、など

おおむね10年後の地域の農地や農業の在り方を文言や地図で明確化するものです。(担い手の変更など随時、見直しが可能です。)

地域計画を策定することにより

- ①担い手が決まることにより地域の不耕作農地が解消し、良好な営農環境が維持されます。
- ②農地所有者の意向を把握することで農地の貸し借りがスムーズに行えます。
- ③農地の貸し借りを農地中間管理機構に任せることにより、複雑な手続きが軽減されます。

こんな声をいただいています。

- ▶農地は自分で耕作するのが基本だけど、誰かに貸したい
- ▶農地を借りたいけど、誰が所有者なのかわからない
- ▶隣の不耕作地から自分の農地に雑草の種が飛んでくる
- ▶もっと農地を借りたい気持ちはあるが、現時点では限界だ
- ▶故郷を思い、仲間達で地域内の耕作を始めたが、継続して営農できるか心配 など



❁お気軽にお問合せ・ご意見をお寄せ下さい❁

- ❁浪江町役場 農林水産課(農政係)
- ❁浪江町 農業委員会事務局
- ❁福島県農業振興公社(3階農林水産課内駐在)

☎0240-34-0245
☎0240-23-5706
☎0240-34-0246
(携帯)070-8688-9530
(携帯)070-8688-9529



出典：浪江町「地域計画チラシ」

(<https://www.town.namie.fukushima.jp/soshiki/29/31692.html>) から抜粋

新型コロナウイルス感染症に感染された方へ

症状が長引く^{りかん} (罹患後症状)

ことがあることを知っていますか

新型コロナウイルス感染症にかかった後、ほとんどの方は時間経過とともに症状が改善します。いまだ不明な点が多いですが、一部の方で長引く症状^{りかん} (罹患後症状, いわゆる後遺症) があることがわかってきました。

罹患後症状の例^{りかん}

疲労感・倦怠感	関節痛	筋肉痛	咳
喀痰	息切れ	胸痛	脱毛
記憶障害	集中力低下	頭痛	抑うつ
嗅覚障害	味覚障害	動悸	下痢
腹痛	睡眠障害	筋力低下	

(参考1) 新型コロナウイルス感染症診療の手引き 別冊 罹患後症状のマネジメント
<https://www.mhlw.go.jp/content/000952747.pdf>



(参考2) WHO (世界保健機関) は、罹患後症状について「新型コロナウイルスに罹患した人にみられ、少なくとも2カ月以上持続し、また、他の疾患による症状として説明がつかないもの。通常は発症から3カ月経った時点にもみられる。」と定義しています。

症状が改善せず続く場合には…?

(新たに症状が出現した場合も含みます。)

**かかりつけ医等や
地域の医療機関に相談しましょう。**

※ 自治体によっては、相談窓口を設置している場合や相談できる医療機関のリストをホームページで公開している場合があります。

